

【公布された条例等のあらまし】

● 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等において巡回監視の業務等に従事した場合の危険現場作業手当の額を引き上げることとした。
- 2 外国勤務手当の額について、職員が駐在を命ぜられた国に所在する在外公館のうち人事委員会規則で定めるものに勤務する外務公務員であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定により支給されることとなる同行配偶者手当、同行子女手当及び在外単身赴任手当の額を加えることとした。
- 3 外国勤務手当の支給を受ける職員の国内の留守宅に係る住居手当を支給することとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● 地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第24号）

- 1 地方自治法の一部改正に伴い、次に掲げる条例について所要の整理を行うこととした。
 - (1) 徳島県流域下水道事業の設置等に関する条例
 - (2) 徳島県公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を要する場合を定める条例
 - (3) 徳島県病院事業の設置等に関する条例
- 2 この条例は、令和8年9月24日から施行することとした。

● 徳島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 選定療養である後発医薬品のある新医薬品等の処方等又は調剤を受ける場合の使用料の額を改めることとした。
- 2 徳島県立三好病院に糖尿病内科を新設することとした。
- 3 徳島県立海部病院に精神科を新設することとした。
- 4 その他所要の整理を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。

● 地方活力向上地域内における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 地方活力向上地域内における県税の課税免除及び不均一課税の要件に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を、令和10年3月31日までとすることとした。
- 2 その他所要の整理を行うこととした。
- 3 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 多目的ホールの使用料の額を改めることとした。
- 2 多目的ホールの利用と合わせて駐車場を貸切利用により利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならないこととした。
- 3 駐車場について、貸切利用による場合及びそれ以外の場合のそれぞれの使用料を定めることとした。
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

● **徳島県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）**

- 1 部活動における児童又は生徒に対する指導業務に係る特殊業務手当の額を引き上げることにした。
- 2 災害時教育支援等手当の額を引き上げることにした。
- 3 へき地教育振興法施行規則の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 4 この条例は、公布の日から施行することとし、1及び2については、令和8年4月1日から適用することとした。

● **徳島県地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）**

- 1 災害警備等手当の額を引き上げることにした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和8年4月1日から適用することとした。

● **予算の執行について賠償責任を負うべき職員を指定する規則の一部を改正する規則（規則第45号）**

- 1 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 2 この規則は、令和8年9月24日から施行することとした。

● **徳島県県有車両管理規則の一部を改正する規則（規則第46号）**

- 1 地方自治法の一部改正に伴う所要の整理を行うことにした。
- 2 この規則は、令和8年9月24日から施行することとした。